

■ Article (vol.11) ■

事業承継税制の改正の方向性について

日税連税制審議会専門委員長 小池正明

.....

事業承継税制の改正の動向が注目されているが、このテーマは、必ずしも最近の問題ではない。高齢化した中小企業経営者の世代交代に伴う相続税の負担軽減を目的として、昭和58年の税制改正では、いわゆる小規模宅地等の特例が租税特別措置として立法化され、非上場株式の評価方法もおおむね課税を軽減する方向で見直されてきた。

中小企業経営者の高齢化という現象は、昭和58年当時から変わらないのであるが、では、なぜ今ふたたび事業承継問題が検討課題になるのか。その背景には、中小企業を取り巻く経済環境の変化と税制の国際的なハーモニゼーションがあると考えられる。

わが国では、依然として廃業率が開業率を上回り、年間に器万社が廃業し、そのうち後継者不在を理由とするものが7万社、それに伴う雇用の喪失が20万人から35万人に上ると推定されている。わが国の雇用の7割を中小企業が支えているなかで、こうした実態は、経済発展を阻害するとともに、地域経済の活性化に悪影響を及ぼし、都市と地方の経済格差を是正するという政策課題の実現にもマイナス要因となる。相続税の負担が廃業の直接的な原因となる例はそれほど多くはないが、事業承継を税制面から支援する施策が求められる理由である。

一方、経済がグローバル化するなかで、海外取引を行わない中小企業であっても間接的には国際競争にさらされている。そうすると、国外税制も意識せざるを得ないのであるが、1990年代から近年にかけて、欧米諸国は事業承継税制の抜本的な見直しを行っている。事業用資産に対する相続税の課税について、イギリスは100%、フランスでは75%減額する措置が講じられており、近時にドイツでも10年間の事業継続を要件に100%軽減する措置が導入される予定である。

これらの状況を背景として、既に平成18年末の与党の「平成19年度税制改正大綱」には、今後の検討事項として、事業承継の円滑化を支援する枠組みを総合的に検討する旨が明記されていた。これを受けて自由民主党の経済産業部会は、平成19年6月に制度改正の「提言」を行い、8月には経済産業省・中小企業庁が「具体的な施策展開案」を公表し、平成20年度の税制改正要望を行っている。

その内容は、① 事業承継税制の拡充、② 後継者問題への対応、③ 遺留分を中心とした相続法制の見直し、の3点が柱となっているが、税制に限ってみれば、非上場株式の評価方法の見直しと相続税の軽減措置の拡充の2点が主要事項である。このうち、前者については、まず、純資産価額方式について、基準年利率の引下げに伴って評価額が増大する営業権の資産計上の問題がある。具体的には、

会社法や法人税法における営業権の取扱いを踏まえ、評価上の利率や持続期間等について見直しが行われることになろう。また、平成14年の法人税法改正で廃止された退職給与引当金に関して、退職給付債務の負債計上の問題等も検討されるものと思われる。さらに、類似業種比準方式について、現行では3倍とされている利益比準値の取扱い、大会社0.7、中会社0.6、小会社0.5とする評価上の斜酌率も見直される可能性がある。

一方、非上場株式の相続税課税について、現行では特定事業用資産の特例が措置されているが、対象は株式の時価総額20億円未満の会社で、評価額10億円を限度として10%の減額割合とされている。この特例について、適用対象会社や適用対象金額の拡充の可能性があるが、注目されるのは、減額割合の引上げである。灰間するところでは、現行の小規模宅地等の特例と同様に80%かそれ以上とするとのことであるが、どの程度の割合になるかは税収減との見合いで決定されることになろう。

ただ、こうした見直しは、事業経営者の相続税のみの軽減となるだけに、一般国民の賛意を得られないおそれがある。このため、制度の拡充が行われるとしても、その適用には厳格な要件が付されるものと思われる。事業継続の要件(5年程度か)や雇用確保の要件(従業員の8割程度か)のほか、経済産業大臣の承認を受けた事業承継計画に基づいた事業継続を証する書面を毎年提出することなどが検討されているようである。実際にどのような見直しが行われるかは現段階では定かでないが、改正の内容によっては、中小企業はもとより、税理士業務に与える影響も小さくない。中小企業の事業承継に対する的確な指導・助言・計画の立案など、税理士の果たす役割がより重要になることは間違いない。

以 上